



埼玉県報

第 2777 号
平成 28 年(2016 年)
3 月 1 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画本庄公共下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 児玉都市計画本庄公共下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 児玉都市計画美里公共下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 児玉都市計画上里公共下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 児玉都市計画神川公共下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 児玉都市計画神川公共下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課）
- 鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合の設立認可（市街地整備課）
- 平成 28 年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築安全課）
- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道下日野沢東門平吉田線の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 73 条第 1 項の規定に基づく建築協定（越谷建築安全センター）
- 平成 27 年 8 月 9 日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（選挙管理委員会）

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表七五の項中「三四・八九」を「三八・四四」に、「五五六」を「四八四」に

改め、同表二四二の項中

高層耐火	四五・五三から 四六・六八まで	二六〇
中層耐火	四三・九七から 四四・二三まで 六四・二三まで	三九〇

を

中層耐火	六四 四三
高層耐火	三八 五六

に改める。

・九七から ・二三まで	三九〇
・四三から ・八〇まで	三五五

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年一月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人M T S
- 三 代表者の氏名
櫻井 靖恒
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市戸塚東三丁目十二番二十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、社会福祉として、子育て支援のための施設開設運営に携わり、待機児童対策だけでなく保育士、障害者、高齢者の雇用対策を考え又、高齢者の為の介護施設の整備や保育及び介護に携わる職員が、安心して働くことができる環境と経済的に自立できる社会を創り上げていくための積極的な就労促進を進め、社会福祉の生産性を向上し、仕事と介護及び育児を両立できる社会づくりを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人生活サポートさいゆう
- 三 代表者の氏名
新井 規子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入四百七十六番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、乳幼児から高齢者、障害児（者）の自立とその家族に対して安心安全に暮らせる地域、社会づくりをすることで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都港区西新橋三丁目九番四号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後）三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

ハ 変更年月日

平成二十七年十月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年二月十七日

二 縦覧期間

平成二十八年三月一日から平成二十八年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月一日から平成二十八年七月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT狭山本店

埼玉県狭山市大字下奥富字坂上五百五十一、五百十一、五百十二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） JA三井リース建物株式会社 代表取締役 春原博

東京都品川区東五反田二丁目十番二号

（変更後） JA三井リース建物株式会社 代表取締役 保崎隆行

東京都中央区銀座八丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九

株式会社ゲオ 代表取締役 吉川恭史

愛知県春日井市如意申町五丁目十一番地の三

（変更後） 株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九

株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町八番八号

ハ 変更年月日

平成二十八年一月四日外

ニ 届出年月日

平成二十八年二月十九日

二 縦覧期間

平成二十八年三月一日から平成二十八年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年三月一日から平成二十八年七月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百五十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
高澤 彦春	東京都板橋区徳丸五丁目三十五番六号	埼玉県さいたま市緑区大字宮後四十番ほか一筆	三、五〇〇
村上 輝久	埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目百五十九番地四―二百一	埼玉県さいたま市見沼区大字西山新田十八番	一、〇〇〇
柏崎 幸雄	埼玉県鴻巣市三町免三百七十五番地	埼玉県鴻巣市三町免字三ノ耕地六百一番ほか二筆	三、八五六
小林 国秀	埼玉県鴻巣市三町免二十八番地	埼玉県鴻巣市三町免字三ノ耕地六百二番ほか三筆	八、七三二
小林 定雄	埼玉県鴻巣市明用二百八十五番地	埼玉県鴻巣市三町免字老ノ耕地二百八十二番ほか三筆	六、九四三
小林 徳三郎	埼玉県鴻巣市三町免二十番地	埼玉県鴻巣市三町免字三ノ耕地五百九十番一ほか一筆	一、三六九
小林 利雄	埼玉県鴻巣市三町免八十九番地一	埼玉県鴻巣市三町免字老ノ耕地百番一ほか二筆	六、〇七一
小林 恵	埼玉県鴻巣市三町免二十三番地	埼玉県鴻巣市三町免字三ノ耕地五百四十番一ほか四筆	九、六〇〇

小林 洋一	埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地	埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地三十一 番	一七三、五九九
高橋 聡	埼玉県鴻巣市三町 免二百七十五番地	埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地六百 番ほか五筆	一〇、〇四五
鶴間 力	埼玉県鴻巣市明用 三百三十番地	埼玉県鴻巣市明用 字参ノ耕地五百四 十番一ほか一筆	三、五三五
鶴間 秀樹	埼玉県鴻巣市明用 二百五十五番地	埼玉県鴻巣市明用 字老ノ耕地二百五 十七番	二、七〇〇
長島 栄治	埼玉県鴻巣市小谷 二千百三十六番地	埼玉県鴻巣市三町 免字老ノ耕地百十 六番ほか二筆	五、七九二
平賀 健司	埼玉県鴻巣市明用 四百番地	埼玉県鴻巣市明用 字四ノ耕地五百八 十六番	三、六二〇
三ツ木 宏之	埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地	埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地五百 三十八番一ほか五 筆	八、五二四
樋口 泰之	埼玉県鴻巣市常光 百六十七番地	埼玉県北本市古市 場一丁目十一番ほ ほか十六筆	一三、四八四
アルファイノベ ーション株式会 社	埼玉県白岡市小久 喜千二十二番地三	埼玉県白岡市柴山 字稻荷崎五百五番 ほか二十四筆	一八、三〇二

二 認可年月日

平成二十八年二月二十四日

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三―二十六―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県草加市柿木町百七番一 外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百四十九・三七立方メートル

告 示

埼玉県告示第二百六十号

本市から児玉都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号で告示した本庄都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

本庄都市計画下水道事業本庄公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月十六日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百八十一号、昭和五十七年埼玉県告示二百七十四号、昭和六十年埼玉県告示六百七十八号、昭和六十一年埼玉県告示千三百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示九百十三号、平成元年埼玉県告示千三百八十六号、平成八年埼玉県告示千八百二十五号、平成十四年埼玉県告示五百四十六号、平成十八年千九百六十七号の事業地に、本庄市共栄字北共和を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十一号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業本庄公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成十七年埼玉県告示第四百五十一号の事業地に、本庄市共栄字南共和を加える。

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十二号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 施行者の名称
美里町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
児玉都市計画下水道事業美里公共下水道
- 三 事業施行期間
平成十七年三月四日から
平成三十三年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
イ 汚水
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成七年埼玉県告示第千六百五号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

上里町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業上里公共下水道

三 事業施行期間

平成七年十一月二十八日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

神川町

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業神川流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成十七年三月四日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十三年埼玉県告示第九百十四号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 施行者の名称
神川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
児玉都市計画下水道事業神川公共下水道
- 三 事業施行期間
平成十三年十二月十四日から
平成三十三年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
イ 汚水
(1) 収用の部分
 変更なし
(2) 使用の部分
 変更なし

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条の第一項の規定により市街地再開発組合の設立を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

組合設立から平成三十一年三月

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町二丁目一番三号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

組合の掲示板に掲示

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十八年三月三十日

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十八年七月三日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十八年九月十一日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

平成二十八年七月二十四日（日）

午前十時から午後五時十分まで

(2) 設計製図の試験

平成二十八年十月九日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県行田市前谷三百三十三番

ものつくり大学

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(二) 埼玉県行田市前谷三百三十三番

ものつくり大学

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者に限り行うことができる。

なお、過去の受験票又は合否の通知書を貼付すること。

(1) 受験申込受付期間

平成二十八年三月十四日（月）から平成二十八年三月二十九日（火）まで

（受験申込受付期間内の消印のあるものに限る。）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三丁目六番

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十八年三月二十二日（火）から平成二十八年三月二十九日（火）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

平成二十八年三月七日(月)から平成二十八年四月十一日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階

一般社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

平成二十八年四月七日(木)から平成二十八年四月十一日(月)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

平成二十八年六月八日(水)頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験を実施する試験会場に掲示する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

平成二十八年八月二十三日(火)頃

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

平成二十八年九月六日（火）頃

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

平成二十八年十二月一日（木）頃

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階南玄閣掲示板に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県入間郡毛呂山町中央一丁目一番地一 県営いわい団地三―二百一号
的場 英紀

二 指定年月日

平成二十八年三月一日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

一 道路の種類 県道

二 路線名 下日野沢東門平吉田線

三 道路の区域

新 A	旧 A	旧 新 別
秩父郡皆野町大字上日野沢字市道 一八九〇番一地先から同郡同町大 字上日野沢字市道一八九〇番一地 先まで		区 間
十六・一五〇 三十六・三九	十一・七二〇 二十七・四四	敷地の幅員 (メートル)
三六・八七		(メートル) 延長
野沢工区) 災害防除工事(上日		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>越谷流山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字平沼字川端一九六一番一地从り同市大字吉川字屋敷付一五一六番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月二日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十四年十二月二十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十四号における道路予定区域の一部供用開始である。延長二一九・〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年二月四日

指令川建セ第二七〇〇四三一号

二 検査済証番号

平成二十八年二月二十六日

川建セ第二七〇〇九一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二十番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二十番地一

高坂 省吾、高坂 純子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年三月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十八年二月二十二日

指令川建セ第二七〇〇三二号

二 検査済証番号

平成二十八年二月二十六日

川建セ第二七〇〇九四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上八ツ林字上ヶ谷戸二百五十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上八ツ林二百六十九番地

佐藤里美、佐藤弘樹

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十八年三月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 建築協定の名称

三郷早稲田三―二街区建築協定

二 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県三郷市早稲田三丁目二番地十四号

鈴木 榮芳

三 建築協定区域

埼玉県三郷市早稲田三丁目二番地一外二十九筆

告 示

埼玉県選管告示第十号

平成二十七年八月九日執行の埼玉県知事選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年三月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成27年8月9日執行 埼玉県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

60,500,000 円

- 3 報告書の要旨

候補者氏名	石川 英行	所属党派	無所属	期間	6月23日から 第1回分 8月10日まで
出納責任者氏名	石川 英行				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

人件費	0 円
家屋費	0 円
選挙事務所費	0 円
集合会場費	0 円
通信費	0 円
交通費	1,100 円
印刷費	62,455 円
広告費	0 円
文具費	0 円
食糧費	0 円
休泊費	0 円
雑費	150,796 円

その他の収入	214,351 円
今回計	214,351 円
総計	214,351 円

今回計	214,351 円
総計	214,351 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成27年8月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	上田 清司	所属党派	無所属	期間	7月8日から 第1回分 8月20日まで
出納責任者氏名	伊地知 伸久				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
清友会 4,500,000 円

その他の収入 0 円
今回計 4,500,000 円
総計 4,500,000 円

支出

人件費 319,755 円
家屋費 742,506 円
選挙事務所費 742,506 円
集合会場費 0 円
通信費 10,800 円
交通費 463,619 円
印刷費 4,320,860 円
広告費 344,898 円
文具費 2,664 円
食糧費 633,450 円
休泊費 0 円
雑費 43,812 円

今回計 6,882,364 円
総計 6,882,364 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,400,000 円
	ビラの作成	1,587,000 円
	計	2,987,000 円

報告書受理年月日	平成27年8月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	武田 信弘	所属党派	無所属	期間	6月10日から 第1回分 8月14日まで
出納責任者氏名	武田 信弘				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

人件費	1,400,041 円
家屋費	380,764 円
選挙事務所費	374,834 円
集合会場費	5,930 円
通信費	400 円
交通費	86,733 円
印刷費	3,840 円
広告費	681,989 円
文具費	24,746 円
食糧費	0 円
休泊費	177,030 円
雑費	98,822 円

その他の収入	3,000,000 円
今回計	3,000,000 円
総計	3,000,000 円

今回計	2,854,365 円
総計	2,854,365 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成27年8月17日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	柴田 泰彦	所属党派	無所属	期間	6月23日から 第1回分 8月21日まで
出納責任者氏名	日野 佳宏				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
民主県政の会		2,506,785 円
橋本 清香	団体職員	255,000 円
舟橋 初恵	団体役員	255,000 円
江口 光政	無職	170,000 円
尾形 佳宏	団体役員	170,000 円
宍戸 出	団体役員	170,000 円
諸井 武志	団体役員	170,000 円
加藤 靖	団体役員	170,000 円
中山 松夫	団体役員	170,000 円
栗木 誠	団体役員	170,000 円

支出

人件費	1,700,000 円
家屋費	1,052,468 円
選挙事務所費	1,028,480 円
集合会場費	23,988 円
通信費	68,725 円
交通費	0 円
印刷費	2,810,914 円
広告費	284,040 円
文具費	65,650 円
食糧費	0 円
休泊費	478,640 円
雑費	267,323 円

その他の寄附	137件	145,819 円
その他の収入		0 円
今回計		4,352,604 円
総計		4,352,604 円

今回計	6,727,760 円
総計	6,727,760 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,120,000 円
	ビラの作成	1,255,156 円
	計	2,375,156 円

報告書受理年月日	平成27年8月24日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	塚田 桂祐	所属党派	無所属	期間	7月9日から 第1回分 8月11日まで
出納責任者氏名	須賀 敬史				

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党埼玉県支部連合会		11,197,920 円
全日本不動産政治連盟		200,000 円
埼玉県歯科医師連盟		200,000 円
埼玉県不動産政治連盟		200,000 円
高橋 和彦	会社役員	30,000 円

支出

人件費	1,050,000 円
家屋費	3,334,569 円
選挙事務所費	3,071,049 円
集合会場費	263,520 円
通信費	146,844 円
交通費	560,740 円
印刷費	6,238,642 円
広告費	2,326,885 円
文具費	72,282 円
食糧費	816,185 円
休泊費	200,116 円
雑費	534,137 円

その他の寄附	7件	90,000 円
その他の収入		0 円
今回計		11,917,920 円
総計		11,917,920 円

今回計	15,280,400 円
総計	15,280,400 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,775,480 円
	ビラの作成	1,587,000 円
	計	3,362,480 円

報告書受理年月日	平成27年8月21日	第1回報告分
----------	------------	--------